

被扶養者認定要件の制度改正について

先般健康保険法及び健康保険施行規則の改正により、被扶養者認定要件が見直され、令和2年4月1日から、被扶養者となるためには、「日本国内に住所を有する者」（国内居住要件）または「日本国内に生活の基礎があると認められる者」（国内居住要件の例外）が追加されることになりました。

○国内居住要件の考え方について

「日本国内に住所を有する者」については、原則として住民基本台帳に住民登録されているか（住民票がある）どうかで判断します。

○国内居住要件の例外の考え方について

「日本国内に生活の基礎があると認められる者」の具体的な例外事由は以下のとおりです。

- ①海外に一時的に留学する学生
- ②海外赴任に同行する家族
- ③就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人
- ④海外赴任中に婚姻や出生等により、被保険者との身分関係が生じた人で、②と同等と認められる人
- ⑤①から④以外で、日本国内に生活の基礎があると認められる人

なお、国内居住要件の例外に該当するのは、日本国内に生活の基礎があると認められるとして、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性（確実性）が高いと認められる人で、かつ渡航目的が就労でない人が基本です。

○国内に住所を有していても被扶養者として認定されない人

日本国内に住所を有していても、以下の事由がある人は扶養認定されません。

- ①「医療滞在ビザ」で来日した人
- ②「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した人
- ③海外で就労している人

○令和2年4月1日以降の国内居住要件を満たしていない被扶養者の認定について

国内居住要件を満たしていない人を扶養申請する場合は、国内居住要件の例外に該当

することを証明する以下の書類の添付が必要となります。

<国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類>

国内居住要件の例外	添付書類
①海外において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②海外に赴任する被保険者に同行する人	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた人であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人	※個別に判断

※「査証」とは、ビザのことです。

書類が外国語で作成されている場合は、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

ご不明な点などございましたら、当健保までお問い合わせください。

サニーピア健康保険組合 業務課 TEL 078-321-1241

以上

フローチャート

